

令和8年度岡山県農地集約化促進事業配分基準

令和8年4月14日
岡山県農林水産部農村振興課

1 趣旨

農地集積・集約化等対策事業実施要綱（平成26年2月6日付け25経営第3139号農林水産事務次官依命通知）（以下「実施要綱」という。）別記2の第9の3の規定により、配分基準を定める。

2 予算が不足した場合の配分基準

予算が不足した場合は、次の順で予算を配分する。

順位	区 分
1	集約化加速タイプ ①：交付対象面積（実施要綱別記2の第5の1（4）の規定により算出）の大きい地域 ②：①が同じ面積の場合は「同一の耕作者が耕作する1ha以上の団地面積」の交付対象面積の大きい地域
2	地域集約化実現タイプ ①：機構の活用率（実施要綱別記2の第5の3（3）の規定により算出）が高い地域 ②：①が同率の場合は、交付対象面積（実施要綱別記2の第5の3（3）の規定により算出）の大きい地域